

生駒市水道事業管理規程第4号

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和2年3月31日

生駒市水道事業管理者 古川文男

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程の一部を改正する規程
市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「竜田川浄化センター」を「竜田川浄化センター
総務課 経営係」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（総務課の分掌事務）

第5条の2 総務課が分掌する事務は、次のとおりとする。

経営係

(1) 下水道使用料の徴収に関すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。